

# 小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業実施要綱

(平成27年8月4日教育長決定)

## 1 趣旨

地域の未来を担う人材を育成するため、地方自治体や地域の産業界など関係機関、団体の支援を受けながら、研究指定校において、家庭生活の大切さや子どもを育てることの意義についての学習や、小学校、中学校、高等学校間の体系的なキャリア教育に取り組み、もって本道におけるキャリア教育の充実を図る。

## 2 研究指定校

各管内から、原則として、同一市町村内の道立高等学校等、小学校及び中学校各1校とする。

## 3 研究指定の期間

平成27年度から29年度までの原則3年間とする。

## 4 研究指定校の取組内容

### (1) 「地域ダイスキ！プロジェクト」

地域の良さや地域での生活を営むことの意義等について理解を深めるため、研究指定校が連携を図りながら、次のことに取り組む。

ア 研究指定校は自校のキャリア教育に関する取組状況を分析し、課題を明確化する。

イ 小学校、中学校、高等学校の12年間を見通したキャリア教育の全体計画を策定する。

ウ 地域の特性や教育資源を生かした取組（職業体験、ボランティア活動、地域活性化のアイデア提言等）を実施する。

エ 地域の人材等を活用したキャリア教育に関する講演会を開催する。

オ 小学校、中学校、高等学校の12年間を見通したキャリアノートを作成する。

### (2) 「子どもダイスキ！プロジェクト」

地域で子どもを育てることの意義等について理解を深めるため、研究指定校のうち道立高等学校等において、次のことに取り組む。

ただし、アについては他の校種と連携して実施することを妨げない。

ア 高校生と地域住民等が意見交換を行う座談会を実施する。

イ 知事部局等が主催する出前事業等を活用し、子どもを育てること等をテーマにした学習を行う。

ウ 知事部局等が作成する家庭科副読本を活用した学習を行う。

## 5 事業の申請手続

### (1) 道立高等学校等

本事業の実施による研究を希望する道立高等学校等は、実施申請書【別紙様式1】、学校の概要【別紙様式2】、実施計画書【別紙様式3】、実施計画書の概要【別紙様式

4】を作成し、所定の期日までに、教育局を經由し、高校教育課長に提出する。

なお、実施計画書【別紙様式3】については、連携して研究に取り組む小学校及び中学校を所管する市町村教育委員会と十分な連携を図りながら作成すること。

## (2) 市町村教育委員会

本事業の実施を希望する市町村教育委員会は、実施申請書【別紙様式1-2】、学校の概要【別紙様式2-2、2-3】を作成し、所定の期日までに教育局を經由し、高校教育課長に提出する。

## 6 研究指定校の指定

教育長は、上記5により道立高等学校等及び市町村教育委員会から提出された実施申請書、学校の概要、実施計画書及び実施計画書の概要の内容を精査し、研究指定校に決定する。

## 7 事業の実施方法

(1) 研究指定校は、提出した実施計画書等に基づき事業を実施する。

### (2) 事業の推進体制

#### ア 「北海道キャリア教育推進会議」の設置

本庁は、本事業を円滑に推進するため、専門的見地からの指導、助言を行う「北海道キャリア教育推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設ける。

推進会議は、外部有識者や道教委関係課等によって組織する。

なお、推進会議に関して必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

#### イ 「地域未来づくり会議」の設置

教育局は、本事業を円滑に推進するため、専門的見地からの指導、助言を行う「地域未来づくり会議」（以下、「未来会議」という。）を設ける。

未来会議は、外部有識者、PTA、自治体、経済団体、家庭教育サポート企業等によって組織する。

上記の自治体には、連携して研究に取り組む小学校及び中学校を所管する市町村教育委員会のほか、未来会議に参加を希望する高等学校を設置する市町村を含むものとする。

なお、未来会議に関して必要な事項は、教育局長が別に定める。

#### ウ 校内推進体制の構築

研究指定校は、本事業が全校的・計画的な取組となるよう、効果的な校内推進体制を構築する。

## 8 事業の計画及び報告

### (1) 実施計画書の提出

研究指定校のうち道立高等学校等は、第2年次及び第3年次の年度始めに、前年度の成果と課題を踏まえるとともに、連携して研究に取り組む小学校及び中学校を所管する市町村教育委員会と十分な連携を図りながら実施計画書を作成し、所定の期日までに、教育局を經由し、高校教育課長に提出する。

(2) 実施報告書の提出

研究指定校のうち道立高等学校等は、各年度末に連携して研究に取り組む小学校及び中学校を所管する市町村教育委員会と十分な連携を図りながら実施報告書を作成し、所定の期日までに、教育局を経由し、高校教育課長に提出する。

(3) 提出時期等

上記 8 (1) (2) の提出時期や様式等については、高校教育課長が別に指示する。

9 成果の普及

(1) 研究指定校は、全道の小学校・中学校・高等学校の参考となるよう、学校ホームページ等を活用し、事業の取組状況や成果等について、積極的に情報提供を行う。

(2) 研究指定校は、各年度において、保護者や地域住民等を対象に報告会を実施する。

(3) 本庁は事業の最終年度に「北海道キャリア教育サミット」を実施する。

10 事業に要する経費

北海道教育委員会は、予算の範囲内で事業に要する経費を措置する。

11 事業の実施状況等に係る実態調査

北海道教育委員会は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行う。

12 その他

(1) 本事業に参加を希望する高等学校を設置する市町村が、未来会議に参加するなどして、研究指定校と連携して事業を推進することを想定している。

(2) この要綱に定めるもののほか、本事業の推進に必要な事項については、高校教育課長が別に定める

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。